

2026年1月

日本児童青年精神医学会認定医 各位

児童精神科専門医の移行制度について

日本児童青年精神医学会 代表理事 岡田 俊

事務局運営委員会 委員長 辻井農亞

児童精神科専門医審査委員会・認定医審査委員会 委員長 小野和哉

専門医制度に関する委員会 委員長 太田豊作

本学会におきましては、児童精神科のサブスペシャルティとしての位置づけを確立し、本領域の発展を子どもたちの精神的健康とウェルビーイングに還元することが悲願であります。先生方におかれましては、認定医としてご貢献をいただき、おかげさまをもちまして児童精神医学の発展が支えられてきたもの感謝申し上げます。

認定医制度から児童精神科専門医制度の移行につきましては、すでにご案内を差し上げましたが、あらためてご説明を申し上げます。児童精神医学は精神医学のなかのサブスペシャルティであります。多くの精神疾患の発症が児童青年期にその端緒を見出すことができ、また、そこには生育過程における多様な体験がその発症リスクに関連することも指摘されているところです。精神科と児童精神科の両方の専門医を持つ医師は、成人精神医学との連続性のなかで、子どもたちの精神医学的課題に取り組み、将来を見据えた支援ができるといえましょう。

児童青年期は、身体的にも心理的にも併行して、相互に影響しながら発達する時期です。そのためには精神科医、小児科医の双方が協働し、学び合うことが大切です。子どものこころ専門医制度のなかでも児童精神医学の専門性は活かされております。しかしながら、児童精神医学の専門性をより追求し、人材育成と質を担保し、国民のニードに応えていくためには、児童精神科独自のサブスペシャルティの確立が、子どものこころ専門医とは別に不可欠であるとの結論に至った次第です。この理事会の結論につきましては、第66回総会の代議員会ならびに会員集会におきましてご説明を申し上げました次第です。これに伴い、2026年1月より、日本児童青年精神医学会認定医から児童精神科専門医への移行手続きを開始いたします。これに伴い、2026年1月より、日本児童青年精神医学会認定医から児童

精神科専門医への移行手続きを開始し、認定医の新規受付は移行期間を終了した 2031 年に終了の予定です。

以下のお知らせは、事務局で把握しております会員の先生方の情報に従って、異なる文面でご案内しております。もし、異なる場合には、学会事務局にご連絡をいただけますと幸いです。

一般社団法人日本児童青年精神医学会認定医制度施行規則 第 8 条により期限の定めのない日本児童青年精神医学会認定医をお持ちであるが、精神科専門医をお持ちでない先生にお送りしております。

現在、わが国で整備が進んでおりますサブスペシャルティ専門医制度は、基盤となる専門医の上に、サブスペシャルティ専門医が設置されます。児童精神科専門医は、精神科専門医を基盤とするサブスペシャルティのため、精神科専門医をお持ちでない場合には児童精神科専門医・指導医に移行することができません。認定医の新規受付は 2031 年に終了の予定ですが、先生におかれましては期限のない認定医として、引き続きご活動を賜りたく存じます。ホームページにも引き続き掲載させていただきます。

引き続き期限の定めのない認定医としてご活動いただきますので、このたびのお手続きは不要です。

なお、移行期間内に精神科専門医を取得された場合には、児童精神科専門医ならびに指導医へ移行いただくことが可能でございますので、その際には移行規則をご参照いただけますようお願い申し上げます（お問い合わせをいただけましたらご案内申し上げます）。

小児科専門医を基盤にご活躍の認定医、専門医をお持ちでない認定医の先生におかれましては精神科専門医の上にあるサブスペシャルティの位置づけにご理解をいただき、期間の定めのない認定医としてご指導をいただきたく存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

(注) 事務局での確認内容に誤りがございました場合は、誠にお手数ではございますが、事務局（jde07707@nifty.com）までお問い合わせいただけますと幸いです。